平成２１年（フ）第３８２号
秋田市将軍野南５丁目２番26号　コンフォートパレスＢ201号室
債務者　倉田　丞美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８５号
秋田市土崎港東２丁目16番12号
債務者　鈴木　　淳
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８６号
秋田市土崎港東２丁目16番12号
債務者　鈴木　　緑
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８９号
秋田市新屋町字関町後203番地８
債務者　太田　若子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３９１号
秋田市新屋田尻沢東町５番18号
債務者　佐藤亜紀子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３９４号
秋田市桜ガ丘４丁目２番地３　県営住宅１―305号
債務者　佐藤こずえ
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２０号
福島県伊達市霊山町上小国字大東38番地１
債務者　岡崎　輝文
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３２３号
福島市笹谷字石田13番地の11
債務者　鈴木　克夫
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３２４号
福島市本内字西河原５番地の４　グループホームもとうち、住民票上の住所福島市飯坂町平野字明神脇10番地の20
債務者　鈴木　ハナ
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１１５号
群馬県みどり市笠懸町鹿4550番地23
債務者　吉満　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１１６号
群馬県桐生市美原町５番10―305号
債務者　森田美智子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１１７号
群馬県みどり市笠懸町4700番地２
債務者　富澤　哲夫
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１２９号
群馬県桐生市川内町２丁目38番地の１
債務者　菊谷　信雄
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１３０号
群馬県桐生市川内町２丁目38番地の１
債務者　菊谷　正美
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第６４３号
川崎市高津区子母口394番地２
債務者　繋　伊佐美
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３７０号
福井県越前市余川町第３号３番地の２
債務者　山本　　純
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２５号
長野県松本市笹部３丁目２番71号　県営住宅、前住所長野県松本市埋橋２丁目10番18号　ススキガワコーポ102号
債務者　松澤成一郎
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２８２５号
名古屋市緑区砂田２丁目511番地　ＰＡＯ平手101号
債務者　近藤　芳男
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部